

社会福祉法人和木町社会福祉協議会事務局規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和木町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局職員)

第2条 定款第33条の規程により事務局を設置し、次の職員を置く。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 事務局長 | 1名 |
| (2) 福祉活動専門員 | 1名 |
| (3) 事務員 | 1名 |

2 必要があるときは、その他囑託、雇用人を置くことができる。

(職 務)

第3条 事務局長は、会長の命を受けて事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 福祉活動専門員は、事務局長の命を受け、福祉活動に従事する。

3 事務員及びその他の職員は、事務局長の命を受け、所属の業務に従事する。

第4条 事務局は次の業務を掌る

- (1) 理事会および評議員会に関すること。
- (2) 理事に関すること。
- (3) 定款および諸規定に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 人事および福利厚生に関すること。
- (6) 給与および旅費等に関すること。
- (7) 文書の收受・発送・編集および保存に関すること。
- (8) 予算の編成および経理並びに決算に関すること。

- (9) 物品の調達管理及び処分に関する事。
- (10) 資産の管理及び処分に関する事。
- (11) 社会福祉事業の調査及び研究に関する事。
- (12) 社会福祉事業の総合的企画及び実施に関する事。
- (13) 社会福祉事業の普及広報に関する事。
- (14) 社会福祉施設及び社会福祉関係団体との連絡調整並びに育成に関する事。
- (15) 児童・母子・寡婦・父子・老人・心身障害者・低所得者等の福祉に関する事。
- (16) ボランティア事業に関する事。
- (17) 各種資金の貸付に関する事。
- (18) 心配事相談所事業に関する事。
- (19) 歳末助け合い及び共同募金事業への協力に関する事。
- (20) 受託事業に関する事。
- (21) その他本会の目的達成に必要な事業に関する事。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は平成16年7月20日から施行する

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。